

2019年度WWRC開催エンデュランス大会 共通要項

本要項はWWRCで開催される競技会に共通要項なので、各大会では本部に掲示致しますが
印刷物は配布致しません、印刷した物が必要な方は各自プリントアウトしてご利用下さい。

<p>(1) 競技種目</p>	<p>1. 120 km 競技及び 120km日本馬術連盟公認競技 走行制限時間 12 時間 平均時速 10 km/h 各区間毎強制休止時間 40 分</p> <p>2. 80 km 競技及び 80km日本馬術連盟公認競技 走行制限時間 8 時間 平均時速 10 km/h 各区間毎強制休止時間 40 分</p> <p>3. 60 km 競技及び 60km日本馬術連盟公認競技 走行制限時間 7 時間 平均時速 8.6 km/h 各区間毎強制休止時間 40 分 各区間毎強制休止時間 40 分</p> <p>4. 40 km 競技 日本馬術連盟公認競技 走行制限時間 5 時間 平均時速 8.0 km/h 各区間毎強制休止時間 40 分</p> <p>5. 40 km 競技 走行制限時間 5 時間 最速タイム 3 時間 最速タイム(4歳以下の馬) 3時間30分 平均時速 8.0 km/h 各区間毎強制休止時間 40 分</p> <p>6. 20 km トレーニングライド 走行制限時間 3 時間 最速タイム 2 時間 最速タイム(4歳以下の馬) 2時間30分 平均時速 6.7 km/h</p>
<p>(2) 参加資格</p> <p>1) 競技者</p> <p>2) 競技馬</p> <p>3) 完走証明</p>	<p>競技に参加する人馬は下記の共通資格と出場する種目別の資格の両方を満たしていること。</p> <p>1. 20歳未満の者の出場については保護者の同意を必要とする。</p> <p>2. 日本馬術連盟公認競技においては日本馬術連盟の個人会員であること。</p> <p>3. 全ての競技・実技試験は公道等の公共地を一部使用する為、騎乗中にサポートを必要とされる方の出場は、安全確保の為に受け付けない事と致します。</p> <p>1. 妊娠が明瞭な牝馬(妊娠120日以上)及び仔馬を連れた牝馬は参加出来ない。</p> <p>2. 日本馬術連盟競技会規程第31版の予防接種実施要領に従って予防接種を行い、入厩の際に健康手帳又は公的機関の証明書を携行すること。</p> <p>3. 日本馬術連盟公認競技に参加の馬は日本馬術連盟の登録を行い、入厩の際に日本馬術連盟乗馬登録証を携行すること。</p> <p>※個体確認は日本馬術連盟乗馬登録証【原本】で行うので、記載事項等に変更の有る場合は事前に、変更届を完了して置く事、特徴等が記載事項と異なる場合は出場を認めない場合がある。</p> <p>1. (日本馬術連盟公認競技) 完走記録は、JEF公式記録に基づく</p> <p>(日本馬術連盟公認以外の競技) 過去の出場大会における完走実績の証明は、日本国内のそれぞれの主催団体の発行する完走証明書の写しが必要。</p>

② 種目別資格

1) 120 k m 競技

(日本馬術連盟公認競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得し、80 k m 以上の公認競技を 2 回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 4 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

イ) 競技馬

- 1. 日本馬術連盟登録馬であること。
- 2. 年齢は6歳以上とし、80km以上の公認競技を 2 回以上完走していること。

120 k m 競技

(日本馬術連盟公認以外の競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得し、80 k m 以上の競技を2回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 4 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

イ) 競技馬

- 1. 年齢は6歳以上とし、80km以上の競技を 2 回以上完走していること。

2) 80 k m 競技

(日本馬術連盟公認競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得し、60 k m 以上の公認競技を1回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 4 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

イ) 競技馬

- 1. 日本馬術連盟登録馬であること。
- 2. 年齢は5歳以上とし、60km以上の公認競技を1回以上完走していること。

80 k m 競技

(日本馬術連盟公認以外の競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得し、60 k m 以上の競技を1回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 4 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

イ) 競技馬

- 1. 年齢は5歳以上とし、60km以上の競技を 1 回以上完走していること。

3) 60 k m 競技

(日本馬術連盟公認競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得し、40 k m 以上の公認競技を1回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 4 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

イ) 競技馬

- 1. 日本馬術連盟登録馬であること。
- 2. 年齢は5歳以上とし、40km以上の公認競技を1回以上完走していること。

60 k m 競技

(日本馬術連盟公認以外の競技)

ア) 競技者

- 1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級のいずれかを取得していること。
いずれも40kmトレーニングライドを 1 回以上完走していること。
- 2. 年齢は 1 2 歳の誕生日を迎える年からとする。
※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

<p>イ) 競 技 馬</p> <p>4) 40 k m 競 技 (日本馬術連盟公認競技)</p> <p>ア) 競 技 者</p> <p>イ) 競 技 馬</p> <p>40 k m 競 技 (日本馬術連盟公認以外の競技)</p> <p>ア) 競 技 者</p> <p>イ) 競 技 馬</p> <p>5) 20Kmトレーニングライド*</p> <p>ア) 競 技 者</p> <p>イ) 競 技 馬</p>	<p>1. 年齢は5歳以上とし、40km以上を1回以上完走していること。</p> <p>1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級・E限定C級のいずれかを取得していること。</p> <p>2. 年齢は14歳の誕生日を迎える年からとする。 ※20歳未満の者は保護者の同意を必要とする。</p> <p>1. 日本馬術連盟登録馬であること。</p> <p>2. 年齢は5歳以上とし、40km以上の公認競技を1回以上完走していること。</p> <p>1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・E限定A級・E限定B級・E-C級のいずれかを取得していること。</p> <p>2. 年齢は10歳の誕生日を迎える年からとする。ただし、14歳未満の選手が出場する場合は、E限定B級・E2級以上の資格を持つ同伴者を必要とし、同伴者と共にゴールすることを原則とする。</p> <p>1. 年齢は5歳以上とする。ただし、3・4歳馬もトレーニングを目的とし参加する事が出来る（最速タイムを設定する）。</p> <p>1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・C級・E限定A級・E限定B級・E-C級のいずれかを取得していること。</p> <p>2. 年齢は10歳の誕生日を迎える年からとする。ただし、14歳未満の選手が出場する場合は、E限定B級・E2級以上の資格を持つ同伴者を必要とし、同伴者と共にゴールすることを原則とする。</p> <p>1. 年齢は5歳以上とする。ただし、3・4歳馬もトレーニングを目的とし参加する事が出来る（最速タイムを設定する）。</p>
<p>(3) 競 技 会 規 程</p> <p>1) 獣 医 検 査</p> <p>ア) 競 技 前 検 査</p> <p>イ) インスペクシヨ</p> <p>ウ) その他のインスペクション</p> <p>エ) 検 査 基 準</p>	<p>日本馬術連盟競技会規程第31版を適用する。</p> <p>1. 個体識別を含む馬体検査を競技前に実施する。前日に検査を受ける事が出来ない馬は、当日スタート前に検査を行う。</p> <p>1. インスペクションエリア（獣医検査場）には、1頭につき最大2名まで付き添う事ができる。また、インスペクションエリアに入場する際は、主催者側が提供するセッケン（馬と同じ番号）を着用していること。</p> <p>2. 各区間走行後に行われるインスペクション（獣医検査）は区間到着後20分以内に受けること。インスペクションをクリア出来ない時は1度だけ再インスペクションを受ける事が出来る。</p> <p>3. 最終区間到着後のインスペクションは到着後30分以内に受けること。再インスペクションは受けられない。</p> <p>1. 既定のインスペクションに加えて、獣医師団あるいは審判長の判断により、競技中いつでも個別のインスペクションを行う事が出来る。</p> <p>1. 最高心拍数は64拍/分以下とする。ただし、気象条件等により技術代表、獣医師団長及び審判長の協議の上、基準値が変更される場合がある。</p> <p>2. 過度の疲労、熱中症、疝痛、筋障害、激しい脱水症状又は異常に高い体温（40℃）の症状を呈している馬は失権となる。</p> <p>3. 継続的に歩様の異常を呈した馬は失権となる。</p> <p>4. 競技に参加、または競技を継続することによって、該当時点で有する痛み、外傷等が深刻に悪化しそうな状態にある馬は失権となる。</p>

2) 強制休止時間

1. 各区分終了後、インタイム成立（インスペクション通過）後から40分間を強制休止時間とし、強制休止時間が経過後、次の区間にスタート出来る。
2. 強制休止時間は走行時間としてカウントしない。

3) 走行時間

1. 走行時間は第1区間スタートから最終区間ゴールライン通過までの時間とし、強制休止時間を減じたものとする。
2. 区分ごとの走行時間は、各区分到着後インスペクションのインタイムまでの時間とし、最終区間においてはゴール到着の時点までの時間とする。
3. 走行時間が走行制限時間内であり、最終区間のインスペクションに合格したものを完走とする。

4) カットオフタイム

1. 各区分において指定されたカットオフタイムまでに走行できない場合、その後の競技走行を続けることは出来ない。

5) スタート時間

1. スタートは各種目に定められた時間毎に一斉に行う。

6) 順位決定

1. 順位は最終区間のインスペクションに合格した人馬の中から走行時間の少ない順とする。
2. トレーニングライドには順位をつけない。

6) ベストコンディション賞

1. ベストコンディション賞は上位入賞馬の中から実馬比較審査又はインスペクションの結果により決定する。

ただし獣医師団及び審判団の判断により、該当馬が無い場合も有り得る。

7) その他重要なルール

ア) 選手の服装

1. エンデュランス競技に適した服装で、ヘルメットは乗馬用規格で顎紐をシェル部分で3点以上固定してあるものを着用しなければならない。
使用するヘルメットの専用ライニング以外の帽子等との重ね着用は、ヘルメットの機能を損なう恐れが有るので禁止する。**※特に医療的な理由が有る場合は事前に審判長の許可を得る事**
2. バックガードの着用を推奨する。
3. 靴は12mm以上の踵があるものを履くか、踵の無い場合はケージ付の安全鑑を着用しなければならない。
4. 夜間走行が想定される場合には、各自照明器具等を用意すること、野生動物等との遭遇防止の為に笛・鈴等は各自用意する事。
5. メディカルカードをライダーズベストの胸ポケットに携帯の上、走行すること。また、各チームの責任者は所属ライダーのメディカルカードの写しを携帯しておくこと。

イ) 馬具について

1. 拍車、鞭、折り返し手綱及び禁止馬具の使用は出来ない。

ウ) スタート・ゴール

1. 第1区間のスタート時刻から15分以内にスタートしなければ失権となる。
2. 第1区間のスタートと最終区間のゴールラインは騎乗した状態で通過しなければならない。

エ) コース走行中

1. コースは事前（10日程度前）に北海道エンデュランス協会及びWWRCのホームページ上で公開するので、自然災害や悪戯等による標識の不備等でロスタイム等の考慮は行わない、各自 事前にルートの確認を行う事。
2. 選手への援助は、スタート前、ゴール後、クルーポイント、クルーエリア、獣医検査場に限られる。原則として給水ポイントでは外部からの援助は受けられない。
3. 競技者以外の方がコース上を騎乗したり、車両・自転車・徒歩等で伴走した場合は失権となる。
4. 競技走行中における携帯電話・無線機・GPSの使用を許可する。

オ) 棄権・失権

1. 棄権または失権・失格した場合は、他の競技者の妨げとならないよう速やかにコース上から退去しなければならない。
2. コース上で棄権または失権した場合でも、クルーエリア到着後に獣医師団による検査を受けなければならない。
3. 獣医師団の勧告に基づいて審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴は出来ない。しかし馬の失権処分については、審判団はその理由を説明する義務がある。

<p>(4) マナーについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 走行は左側通行を原則とし、追越しは原則として右からとする、安全の確保とマナーを厳守すること。 2. 事故の場合の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 事故者を発見した場合、後続の競技者は可能な限りの手助けを行う。 ② 事故者の手助けを行った場合に生じるタイムロスも走行時間に含めるものとし、ゴールタイムから一切減じない。 3. その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 水場が同時に使用出来ない時は、順番を待つ。 ② 給水用に用意された水桶などに、馬体を冷やす為のスポンジなどを入れない。馬体にかけて水や汗が水桶等に入らないよう充分注意すること。 ③ 川の中で水を飲んでいる馬、或いは休憩している馬がいる時は十分に距離を置いて静かに走行する。 ④ 蹴り癖の有る馬は、目印として尻尾の付け根に赤いテープを巻く。 ⑤ 牡馬（種馬）は目印として尻尾の付け根に青いテープ等を巻く。 (主催者が特別なゼッケンを用意する事がある。) ⑥ コースの下見、トレーニング等でコースに立ち入る場合は、出発前と到着後に競技役員に届ける事、服装・保護帽は競技中と同等の安全基準を適用する。 ⑦ 入厩手続き前の人馬及び午後5時以降に騎乗・引き馬してコースに立ち入る事は出来ない。
<p>(5) 落鉄対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各自十分な準備をすること（予備鉄、釘、イーザーブーツ等）。 2. 再装蹄にあたっては、外部からの援助を受ける事ができるが、大会本部に連絡し、スチュワード立会の上で行うこと。 再装蹄でコースに立ち入った者は装蹄以外の援助は出来ない。 3. 主催者側で装蹄師を手配していない場合もある。(今回は手配していない) 4. 主催者側で装蹄師を手配する場合も予備鉄は各自用意すること。予備鉄が無い場合、装蹄出来ないことがある（装蹄料は自己負担とする）。
<p>(6) 落馬・放馬対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 落馬、放馬の場合は、いつでも、どこでも誰からの援助も受けられる。競技を続行する場合は落馬、放馬した場所に戻って再スタートする。 ※落馬放馬の場合は速やかに審判・スチュワード等競技役員に連絡をする 2. 落馬、放馬の援助の為にコースに立ち入る場合は必ず競技役員に連絡し許可を受ける事。
<p>(7) 参加申込方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加申込には次の必要書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大会に係る経費内訳書と振込みが確認出来る物のコピー。 ② 競技参加申込書 ③ 騎乗者資格証明書（最新の物）のコピー ④ ワクチン接種報告書 ⑤ 同意書 ⑥ 完走証明書（過去に北海道内の大会を完走した人馬は免除） ⑦ メディカルカード（本年度実施の他大会の様式でも可） ⑧ 馬の賠償保険への加入状況が分かる資料のコピー ⑨ 競技馬出走履歴写し (原本は当日持参の事) ※WWR Cで開催される競技では馬のウェルフェアの為に 日本馬術連盟公認競技以外の競技出走履歴も提出して頂きます ⑩ 各資格試験申込書（対象者のみ） 2. 申込書類に不備のある場合は、出場を認めない場合がある。 3. 申込締切後の変更は1項目毎に変更料がかかる。
<p>(8) 馬の防疫</p>	<p>日本馬術連盟競技会規程第31版の予防接種実施要領に従って予防接種を行い、入厩の際に健康手帳を携行すること。※公的機関の発行した予防接種実施証明でも可とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 馬インフルエンザ <ol style="list-style-type: none"> 1) JEF競技会に参加する全ての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は初回ワクチン接種実施から21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチンを接種を行うこと。補強接種については基礎接種（2回目）から7ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

	<p>【経過措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について <ol style="list-style-type: none"> ①基礎接種後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。 ②2回の基礎接種の間隔は2週間以上・2ヵ月以内であれば可とする。 2 その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協会が定めていた要件を満たしていれば可とする。 2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種を（または基礎接種の2回目）を受けていなければならない。 3) 競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 日本脳炎予防接種 7月1日～10月31日の期間に開催されるJEF競技会に参加する全ての馬は、同年5月1日以降に2週間から2ヵ月の間隔で2回の日本脳炎ワクチン接種を受けていなければならない。 3. 馬伝染性貧血 2018年4月より提出が不要となりました 4. 馬パラチフス 当該競技会前に馬パラチフス発生の情報が有った場合、提出を求める場合が有ります。 5. 輸移入家畜の着地検査実施要領(道農政部長通知)に基づき、輸入馬3ヵ月・移入馬3週間の着地検査期間が満了していない競技馬の入厩・競技出場は認めない (2018/4/23追加)
(9) 完走証明書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完走した人馬について完走証明書を交付する。
(10) 注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選手は各自の責任で傷害保険に加入していること。 大会役員以外のクルー及び関係者は当競技会加入の保険の対象外なので関係クラブまたは各個人で対応して下さい。 2. 厩舎及びその周辺の清掃は、各自相互に協力して行うこと。 清掃用具は各自持参すること。 3. クルーエリアにおけるテントの設営にあたっては、設置前に大会本部の承認を受けること。 4. クルーエリア内においては、選手またはクルーのゼッケン、主催者の提供する入場許可証を着用すること。 5. 厩舎・クルーエリア・コース・クルーポイントは火気厳禁、禁煙、禁酒とする。喫煙は指定された喫煙場所のみで行うこと。 6. この要項に無い事項に関しては、関係役員（技術代表、大会委員長、審判長、獣医師団長、チーフスチュワード等）の協議で決定する。
(11) 特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家畜伝染病の発生やその他の事由により競技が困難と判断される場合には、競技会を中止する場合がある。 2. 参加申込締切後における欠場については、いかなる理由であっても参加料等、全ての申込料は返却しない。 3. 参加申込書類の内容等に重大な不備及び、競技馬が過度の肥満・痩身により、馬のウェルフェアの観点から走行に不適と認められた場合は、大会役員又は主催者の判断でエントリーを取り消す場合がある。 4. 各乗馬クラブのオーナー並びに取りまとめを行う者は、出場選手にも日本馬術連盟競技会規定及び要項等を熟読させ、ルール等の理解がなされるよう努めること。 ライダー及び全ての参加者は要項・規定集・ルート等に付いて知らなかった、忘れた、間違えた等の理由により競技上の責任は免れない。 5. 日本馬術連盟規定集・当該競技に関する要項・地図等は購入・協会及び主催者のホームページからダウンロード等で各自用意する事。 ※ 競技日程によっては日本馬術連盟競技会規定第31版等の印刷物が発行されていない場合が有るので、その時は日本馬術連盟のホームページを参照する事、どちらも公開されていない場合は第30版を適用する。